

市報 やまぐち

CONTENTS 主な内容

2003 11/1 NO.1351

NOVEMBER
Communication Paper Yamaguchi

特集 百済文化祭へ
大内文化のルーツを探しに
ペットもあなたの家族です
責任を持って飼いましょう
上半期財政公表



韓国公州市

人口約14万人。4つの大学を持ち、人口の30%以上が学生という教育都市。武寧王陵、公山城など多くの百濟時代の文化財や遺跡が残る。また、鷄龜山や錦江など、四季折々に表情を変える美しい自然がある。
公州市のホームページ
<http://www.gongju.go.kr/>



2キロメートルもの長いパレードを終えて、参加者たちは身につけていた白狐の面と鳴子を観客にプレゼントした。受け取った観客の中には、声を上げて大喜びしてくれる人もいた。

百濟文化祭市民参加訪問団

第49回百濟文化祭参加に向けて
150人の市民参加訪問団を結成

山口市・公州市姉妹都市締結10周年記念事業

百濟文化祭へ
大内文化のルーツを探しに

公州市は大韓民国忠清南道の中央に位置し、かつて百濟王国の都として栄えた歴史・文化のまちです。山口で栄華を極めた大内氏の始祖が、百濟第26代聖明王の第三王子・琳聖太子とされることから姉妹都市締結して、今年で10周年。

そこで、10月9日(木)～12日(日)に、韓国の3大文化祭の一つ「第49回百濟文化祭」に市民150人が参加し、自分たちの住む山口市の町並みや文化の礎を築いた、大内氏のルーツ(起源)を探る旅をしてきました。

山口市と公州市は、各世代・各分野での交流を積極的に行い、温かな友好関係を築いてきました。10周年を迎えた今年、両市間の交流の輪をますます広げていくことと、山口市が重点事業として進めている「大内文化のまちづくり」への理解を市民に深めてもらうことを目的として、山口商工会議所、山口市日韓親善協会、山口青年会議所、大内文化まちづくり協議会、山口市などが協力し、「百濟文化祭参加実行委員会(入交知則委員長)」を立ち上げました。その後参加者を公募し、市長を団長とする公式訪問団とあわせて、総勢150人の大訪問団が結成されました。

そして8月27日(水)、9月25日(木)に事前研



百濟文化祭市民参加訪問団は、先頭に「大内文化歴史行列」と書かれた大きなのぼりを掲げ、浴衣にはつぴ、頭に白狐の面をつけ、手には鳴子のいでたちで「大内のお殿様」を踊った。その後ろには「よさこい」を踊る長州青組の人々が続ぎ、2つの踊りを交互に踊りながら公州のまちを練り歩いた。公州市民によるパレードは、カラフルな衣装だが音楽がないため、訪問団の賑やかなパレードはとも新鮮に写ったようだった。

パレード終了後は両市民が一緒になって記念写真を撮り合い、交流を深めていた。



公州市役所前庭に、姉妹都市締結10周年記念植樹が行われた。植えられたのは、五葉松。

熊本県菊水町の前淵治町長（写真後ろ中央）、滋賀県守山市の山田巨宏市長（写真右）と、公州市長執務室にて（写真中央が呉英姫公州市長、左が合志市長）。

このたびの訪問は、日本国内の姉妹都市同士の交流も図れ、幅広く充実した国際交流の機会となった。



公州市の人々の温かい歓迎を受け、期待も次第に大きくなる

修会が市役所にて開催され、大内文化まちづくり協議会会長福田礼輔氏、山口大学徐健華氏による講話等を受けた参加者は、大内文化の概要や韓国の歴史・文化を学び、あわせて百済文化祭への理解を深め、大きな期待を胸に旅立ちの日を迎えました。

10月9日（木）、市長をはじめとする公式訪問団の一行は、同じく公州市と姉妹都市を締結している熊本県菊水町、滋賀県守山市の一行とともに公州の呉英姫市長を表敬訪問し、「第49回百済文化祭を盛り上げるためにお越しくださったみなさまを心から歓迎します。10年間友情を温めてきて、この度こうしてたくさんの方々が公州市に来てくださったことはまことに意義あることだと思えます。短い期間ではありますが、楽しい時を過ごしてください」と、歓迎を受けました。その後、公式訪問団は市民参加訪

問団とともに市長招宴の歓迎レセプションに出席し、心温まるもてなしを受けました。
翌10日（金）は、いよいよ百済文化祭。はじめに、公州市総合運動場にて序幕式が行われました。会場には多くの公州市民が詰めかけ、一番最後に市民参加訪問団が紹介されると、それまで以上の大きな拍手がおこりました。昼からは公州市の中心を貫く大通りでのパレードがあり（右写真）、夜には百済の古代城郭「公山城」内に設けられた特設ステージで長州青組が踊りを披露し（4ページ上写真）、「国際姉妹都市・日本国山口市の大内文化」を強くアピールすることができました。

合志市長は、「公州市への想いが10年の交流の中でより強まり、この度の150人の市民訪問団につながったのだと確信しています。この度参加された市民のみさんの頑張り感謝します。これからも、公州市との末永い交流を願います」とこの旅を振り返りました。（次ページに続く）

百済文化祭

百済の首都であった公州、扶餘で毎年交互に行われる、百済文化復興のための祭り。歴史上の人物にふんした7000人の仮装行列は圧巻で、その参加者の大半を学生が占める。今年は5つの分野、89のプログラムがあった。



公州市と山口市の今までの交流 （「山口市の国際交流1979～2002」より抜粋）

年	月	交流内容
1993	2月	山口市・公州市姉妹都市締結調印（23日）。
	4月	佐内市長を団長とする山口市日韓友好親善訪問団（13人）が公州市訪問。
	7月	市民友好の翼訪問団が公州市を訪問、市民レベルでの友好を深める。
	10月	佐内市長を団長とする親善訪問団が第39回百済文化祭に出席。市民で編成された百済文化祭訪問団（60人）が公州市を訪れ、姉妹都市に対する理解を深める。
1994	4月	大内文化探訪会が公州市を訪問。
	6月	山口青年会議所が公州青年会議所と交流を深めるため公州市へ。
	6月	山口市文化教育交流団が公州市訪問。
	11月	公州青年会議所山口市訪問団が山口青年会議所と交流を深めるため来山。
1995	7月	山口青年会議所と公州青年会議所が「公州ちびっこ交流隊」を企画し、25人の子と公州市を訪問。
	10月	百済文化祭に小田助役を団長とする文化友好訪問団が時代行列に「琳聖太子の里帰り」として参加。
1996	6月	姉妹・友好都市相互研修生派遣事業により、公州市交通指導係長の全炳得氏が国際交流室に3カ月滞在し、山口市の行政等を研修。
	10月	研修生相互派遣事業で、市国際交流室宮崎知彦主事を公州市へ派遣。語学・行政を研修。
1997	3月	公州市から「食文化交流訪問団」を迎える。
	5月	公州市国際協力係長の陳起蓮氏が研修生として来山。異文化体験講座講師などを勤める。
	5月	「サッカーを通じての国際交流」として、27人が公州市より来山。山口市役所サッカークラブと親善試合を行う。
	10月	「山口市伝統まつり交流訪問団」が第43回百済文化祭を視察。まつり担当者と懇談。
	10月	山口市役所サッカー部25人が公州市を訪問。
1998	7月	姉妹都市締結5周年を記念して公州市民30人を山口祇園祭の「市民総踊り」に招き、市民交流を図る。
1999	10月	山口青年会議所主催で「市制70周年記念百済文化祭市民訪問団」33人が公州市を訪問。
2000	2月	公州市から老人福祉担当職員が来山。老人福祉施設を視察。
2001	6月	公募による市民7人を含む「食文化交流訪問団」が公州市を訪問。
	10月	第47回百済文化祭を訪問。
2002	8月	「陶芸体験訪問団」が公州市を訪問。現地にある陶磁芸術村の人たちと交流。



長州青組による、パワフルで迫力のあるよさこい踊りも、観客を大いに魅了した。昼のパレードでは「追っかけ」ができ、踊り子たちに観客がサインを求める場面も。夜のステージでは、公州市長から河上隆司総長へ花束が贈呈された。

言葉を越えて、次の時代を創る 「心と心の交流」が実現!

今回の市民参加訪問団に参加された方々に、感想をお聞きしました。

▼公州市を身近に感じることができた

池田富子さん

実際に行ってみて、公州市の風景は山の形などが山口にとっても似ていると感じました。「ルーツを探す」というテーマでしたが、まるで故郷に帰った、という気分でした。パレード中は公州の学生たちから「こんにちは」「きれいなね」など、日本語をたくさんかけてもらいましたが、自分はいさつ程度の言葉しか返せず残念でした。もっとたくさん話したかったです。親切な人柄に触れ、公州市を身近に感じることができた旅でした。

▼次につながる「一歩」が踏めた

石丸典子さん

私たちの踊りが受け入れてもらえるか、正直不安もありましたが、実際に踊ってみるとものすごい歓声で、沿道の皆さんが手を振って応援してくれるのを見て、人々の温かさを感じました。今回の旅は、ただ祭りに参加してきた、ということだけでなく、今からもっと交流を深めて行く中での、次につながる一歩だったのだと思います。この訪問団に参加することができて、とてもよかったです。

▼地元の方に受け入れてもらえた喜び

宇川奈津子さん

パレードの途中、休憩をしている時に、地元のおじいさんが「昔は日本の娘のことが嫌いだったけれど、今は君たちが自分の娘のように可愛い」といって、抱きついてきてくれたんです。受け入れてもらえた、

と感じ、とても嬉しかったですね。夜のステージでは最高の舞台を用意していただき、たくさん観客の前で、この日のために練習を積んだ「ルーツ」という曲を含め3曲を踊りましたが、踊っている時に周りの観客が手をたたいて喜んでくれてるのが見えて、いつも以上に皆が一つになれば、素晴らしい踊りができました。

▼人と人との交流を今後も続けたい

入交知則委員長

今までは、行政どうしの交流が主体でしたが、これからは人と人との交流をやっていくべきであり、今回の訪問はそれへのきっかけづくりとなったし、参加した人たちもそれを感じてくれたと思います。これからの人と人との交流の橋渡しを、今回のような実行委員会が積極的に行うべきであると思われ、今回の訪問を経験して、さらにその思いが強くなりました。

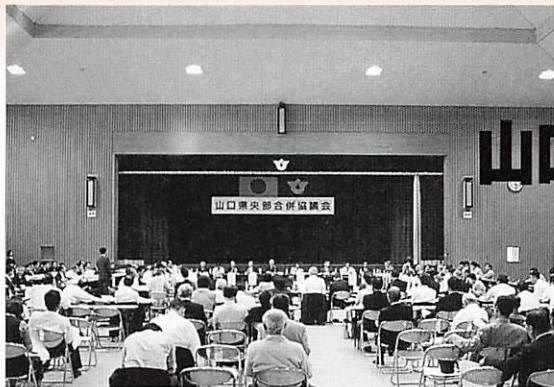
ルーツを探す旅は今回が終わりではなく、今始まったばかりです。この訪問によって、「自分たちを知る」ことができ、今後の山口市の「大内文化の香りがするまちづくり」の推進に大きな影響を与えることができたのではないかと思います。

■問い合わせ

市国際交流室 (0934) 2725 ホームページ <http://www.city.yamaguchi.jp/somu/etc/kokusai/>



行列を沿道で見っていた観客のほうから、踊りを真似て行列に飛び入り参加してくれた。写真右の男性がとても楽しそうに踊る姿が印象的だった。



山口県央部合併協議会 協議報告

県央部合併協議会では、9回目の協議が終了し、現時点で合併協定項目23項目のうち10項目が確認済となりました。また、名称候補選定小委員会では、名称公募の集計結果を受け、小委員会としての今後の名称候補の選定手順や絞り込みの方法、スケジュール等が協議されました。

■第8回・第9回山口県央部合併協議会（9月25日、10月8日）

継続審議となった国民健康保険事業、児童福祉事業、都市計画事業、建設事業を除き、今回確認された主な事項は右表のとおりです。

◇**次回の協議** 11月13日（木）午後2時から JA山口中央秋穂支所

◇**次回の協議内容** 国民健康保険事業、児童福祉事業、都市計画事業、建設事業、財産及び公の施設、消防防災事業、下水道事業、水道事業の各取扱いについて

■第4回新市の名称候補選定小委員会（10月3日）

今回の小委員会では、名称公募の集計結果が報告され、小委員会での今後の選定方法やスケジュール等について協議が行われました。確認された事項は次のとおりです。（応募状況については下表のとおり）

- ・各委員が、公募作品等も参考にしながら、名称としてふさわしいと考える5作品以内（公募以外も可）を選定する。
- ・各委員の意見を集計し、次回小委員会で、再度絞り込みの方法や候補数等について協議を行う。
- ・年内をめどに、小委員会としての最終意見を県央部合併協議会に提出し、協議会で新市の名称を決定する。

◇**次回の協議** 11月19日（水）午後3時30分から 防府市

■今回の県央部合併協議会で確認された主な協定項目と内容

●介護保険事業

- ・介護保険料の算定基準…新市移行後、速やかに調整し、平成18年度から保険料を統一する。
- ・保険料の賦課・徴収…新市移行後、速やかに調整する。なお段階区分、保険料率、基準所得については、平成18年度から保険料を統一。納期については、合併年度の翌年度から統一する。
- ・サービス利用における低所得者対策…山口市の例により調整し、介護保険利用者負担軽減事業については、当分の間現行どおりとして随時調整する。

●生活環境事業

- ・ごみ収集体制…新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- ・分別収集（再資源化）…分別収集品目については山口市の例により、新市移行後速やかに調整する。
- ・指定ごみ袋の取扱い…新市移行後速やかに共通の指定袋を作成するよう調整する。

●高齢者福祉事業

- ・配食サービス事業…利用回数は週7回を限度とし、利用者負担金は1食300円とする。
- ・寝たきり老人等介護見舞金助成制度…新市移行後速やかに調整する。
- ・敬老祝金の支給…年齢の節目に支給する。
- ・敬老会関係事業…助成対象者を75歳以上の高齢者とし助成額を一人1300円とする。

●障害者福祉事業

- ・ガイドヘルパー派遣事業…現行のまま新市に引き継ぐ。
- ・知的障害者ショートステイ・デイサービス…現行のまま新市に引き継ぐ。
- ・心身障害児（者）福祉手当…継続して実施するが、対象者や支給額を新市において検討の上、速やかに調整する。

●学校教育事業

- ・通学区域（小中学校）…現行のまま新市に引き継ぎ、新市移行後随時調整する。
- ・学校給食…新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。ただし、合併の翌年度からは食材費分のみを給食費として扱うものとする。また、早期に学校給食が新市全域で実施できるよう検討していく。

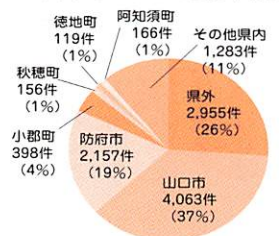
●社会教育事業

- ・成人の日記念行事…新市移行後速やかに調整する。
- ・文化芸術事業等…美術展については、新市移行後速やかに調整する。その他各市町による独自事業は新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- ・図書館管理運営事業
 - ・館外貸出の利用資格…冊数の制限等は新たに制度を創設する。
 - ・移動図書館の運営…山口市の例により調整する。ただし新市移行後できるだけ早い時期に運営できるようにする。
 - ・休館日、開館時間等…新市移行後速やかに調整する。

■上位15位までの応募状況

新市の名称	応募件数	周防山口市	148
山口市	5,174	長州市	131
新山口市	952	山口中央市	127
西京市	874	中央市	79
やまぐち市	730	山中市	73
防府市	305	大内市	64
周防市	253	周中市	49
きらら市	224	防長市	43

■県内外からの応募状況



■第2回新市建設計画検討小委員会（10月6日）

新市将来構想に基づき、合併後10年間の新市におけるまちづくり全般のマスタープランとなる「新市まちづくり計画」（新市建設計画）のたたき台が報告されました。具体的な協議は次回以降に入ることとし、各委員からは、「具体性のある計画となることを望む」など、さまざまな意見が出されました。

◇**次回の協議** 11月10日（月）午後2時から 防府市

山口県央部合併協議会（☎934-6214）

ホームページ <http://www.kenoubu-gappei.jp>

山口市の生活環境の保全に関する条例が制定されました

ペットもあなたの家族です 責任を持って飼いましょう



市では、この度、山口市環境基本条例、山口市の生活環境の保全に関する条例、樫野川水系の清流の保全に関する条例を制定しました。そのうち、「山口市の生活環境の保全に関する条例」の「動物の適正な飼い方」については、市民のみなさんの関心が高く、さまざまなご意見をいただきました。条例に関する疑問等にお答えするため、今回は、動物の飼い方に関する主な内容や考え方などについてお知らせします。

「山口市の生活環境の保全に関する条例」は、生活環境に関連する従来の3つの条例を統合するもので、新たに放置自動車対策や動物の飼い方、条例に違反した場合の罰則等を盛り込むなど、安全・快適な生活環境の確保に必要な事項を定めるものです。

今回は、この条例の中で、動物を飼う方と飼っていない方が共に快適に暮らしていくことを目的に制定した「動物の適正な飼い方」についてお知らせします。なお、その他の内容及び山口市環境基本

条例、樫野川水系の清流の保全に関する条例については、後日、パンフレット等でお知らせする予定です。山口市の生活環境の保全に関する条例は、平成16年4月1日から施行されます。（ねこの飼い方）については、1年間の周知期間において平成17年4月1日から施行されます。）

動物の適正な飼い方について

動物の飼い主などは、法令等を

守り、適正に飼うように努めるとともに、動物を飼っている場所などを清潔にし、鳴き声、ふん尿その他の原因により、人に迷惑をかけることのないよう努めなければなりません。

また、動物を販売する方は、購入者に対し、動物の生態や習性等についてきちんと説明し、終生飼う意志があるか確認しなければなりません。

■犬の飼い方は

犬を飼っている方は、散歩させるときなどに、ふんを処理するための用具を持ち歩き、ふんは持ち帰り適正に処理しなければなりません。

また、犬のふんにより、公共の場所又は他人の土地等を汚したときはきれいにしなければなりません。

条例に寄せられた意見 に対するQ&A

Q 「犬やねこのふんを放置すると罰金を科せられますか」

A 罰則の対象は犬やねこがふんをしたこと自体ではなく、あくまで、条例に違反し、市が行う回復命令に従わない飼い主の行為に対するものです。当然、その前提として、飼い主が特定できるかどうか、環境への影響がどれほど大きいのかについて市において慎重に調査等を行うこととなります。市に苦情が寄せられた場合には、飼い主、迷惑を被った方双方への聞き取りの上、必要な指導等を行います。罰則を科すことが本来の目的ではなく、飼い主を含めた双方



ペットはしつけをきちんとしましょう

●ふんの後始末をしないと
悪臭、ハエの発生等、衛
生上の問題が生じます。

■ねこの飼い方は

ねこを飼っている方は、屋内で飼うか、そうでない場合は、自分が飼っていることを明らかにしなければなりません。

また、ねこのふんにより、公共の場所又は他人の土地等を汚したときはきれいにしなければなりません。

●屋内飼いにすると

- ・ねこが交通事故に遭うことを防げます。
- ・ねこが感染症にかかることを防げます。
- ・飼い主が望まない、ねこの繁殖を防げます。

・ねこの敷地内への進入を快く思わない人とのトラブルを防げます。

●自分が飼っていることを明らかにすると

ねこが迷子や病気、交通事故になった場合の速やかな連絡に役立ちます。

■条例に違反した場合は

市は、飼い主に対して必要な指導や勧告、命令をすることになります。ふんについては、きれいにするための命令に従わない場合には、罰金（2万円）が科せられることがあります。

快適な暮らしのために

犬やねこの飼い方に関しては、「ふん尿の害」「ねこが車の上にいる」「犬の鳴き声がうるさい」な

どの苦情が平素から寄せられているかです。

これらに対し、この条例で全て対応し、解決していきけるわけではありません。動物を飼われる方でない方の理解と歩み寄りが大切であり、市民のみなさんの協力が必要です。

市は、良好な環境を確保するため、動物の愛護及び管理に関する法律の趣旨を踏まえ、動物を適正に飼ってもらうために必要な施策の展開に努め、今後、県や関係団体等とも連携をとり、動物と私たち人間がより良きパートナーとして共存していけるための啓発にも努めます。

ペットもあなたの家族です

ペットを飼う方が増え、飼い主のモラルが問われています。ペットを飼う前にまず自分の心構え等をよく確認し、ペットを飼うときは、きちんとしつけをして周囲の人に迷惑をかけないように飼いましょう。ペットは飼い主を選べません。愛情と責任を持って終生飼いましょう。

また、繁殖を希望しない場合には、不妊、去勢処置を行いましょう。

の理解や歩み寄りも必要です。

Q 「ねこは屋内で飼わないといけないのですか」

A 屋内で飼うことは、選択肢の一つです。できない場合は、飼っていることがわかるようにすることで、飼い主としての責任と自覚を持ちましょう。

Q 「野良ねこに餌を与えてはいけないのですか」

A 野良ねこについては、この条例の対象となりません。しかしながら、マナーとして、餌を与える場所の選定やその周辺の清潔の保持、また、近隣への影響等について配慮しましょう。

Q 「条例が野良ねこへの虐待助長につながりませんか」

A ねこを捨てたり、虐待する行為については、「動物の愛護及び管理に関する法律」において禁止され、罰則の対象となるものです。市としても、これらの行為を防止するため、また、動物とより良い形で共存させるための啓発に努めます。

11月9日(日)は

衆議院議員総選挙

衆議院の解散による総選挙が11月9日(日)に行われます。この選挙は、小選挙区選出議員選挙と比例代表選出議員選挙の二つの選挙によって議員を選ぶこととなります。小選挙区選挙では、候補者名を、比例代表選挙では政党名を投票用紙に記入して投票します。私たちの生活と関わりのある国政を託す人を選ぶ大切な選挙です。棄権をせずに、よく考えて自分の一票を投じましょう。なお、衆議院議員総選挙の投票と同時に、最高裁判所裁判官の国民審査も行われます。

投票できる人

◆年齢 昭和58年11月10日までに生まれた方

◆居住要件 平成15年7月27日までに転入届をし、山口市の住民基本台帳に登録され、引き続き市内に住んでいる方

■投票時間 午前7時～午後8時

■投票所入場券(今回の選挙から入場券の様式が変わります)

封書で世帯ごとに郵送します。入場券は一人1枚ですので、各自投票所に持参してください。万一、入場券を紛失された場合は、当日、投票所係員に申し出てくだされば投票できます。

■投票所 投票所はお届けの入場券でよく確かめてください。最

近市内転居された方の投票所は次のようになります。

・10月15日までに市内転居された方↓新住所地の投票所

・10月16日以降に市内転居された方↓前住所地の投票所

■今回の選挙から変更になった投票所

・吉敷第2投票所 良城小学校体育館↓吉敷公民館

・吉敷第3投票所 山口県歯科医師会館展示室↓山口県歯科医師会館講堂

・山口第6投票所 白石小学校体育館↓白石中学校体育館

■代理投票 身体が不自由で字が書けない方は代理投票ができます。代理投票とは、投票する方

に代わって、補助者が投票用紙に記入するものです。(投票の秘密は守られます)

不在者投票 投票日に何らかの用務、病気、お産等のため投票所に行くことができない方は不在者投票ができます。

◆期間 11月8日(土)まで

※入場券が届いた方は持参してください。

※最高裁判所裁判官国民審査の不在者投票は11月2日(日)からとなります。

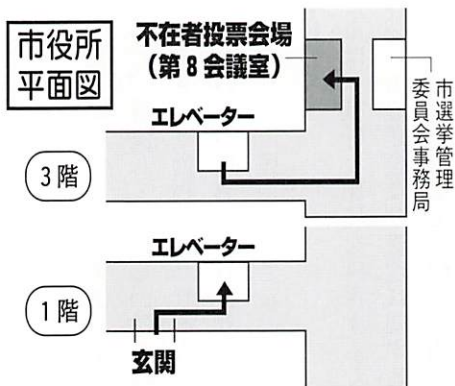
【市役所3階第8会議室(全地区)】

◆時間 午前8時30分～午後8時(土・日・祝日も受け付けます)

※会場へは、係員、案内板等で誘導しますので、エレベータをご利用ください。

【各出張所(該当地区の方のみ)】

◆時間 午前8時30分～午後5時



(土・日・祝日は受け付けません) ※この他、病気で入院されている方、老人ホーム等に入所されている方は、不在者投票ができる施設もあります。それぞれの施設にお問い合わせください。

■開票 即日開票で11月9日(日)午後9時30分から、やまぐちリフレッシュパーク総合体育館(大内長野)で行います。

■最高裁判所裁判官国民審査 最高裁判所は、憲法と法律を守る重要な役割を持っています。最高裁判所の裁判官は任命された後、初めて行われる総選挙の時、国民審査を受け、その後10年ごとに国民審査を受けます。憲法で決められています。審査の結果、やめさせた方がよいとする投票が多かった場合は、その裁判官はやめなければなりません。審査公報や新聞等の記事をよく見て、よく考えて投票しましょう。

過去の衆議院議員総選挙の投票率の推移

執行年月日	山口市投票率
昭和55年6月22日	73.33%
昭和58年12月18日	72.10%
昭和61年7月6日	74.21%
平成2年2月18日	76.60%
平成5年7月18日	71.67%
平成8年10月20日	54.29%
平成12年6月25日	62.69%

■問い合わせ 市選挙管理委員会 事務局(☎934-2877)

平成15年度 上半期 財政公表

山口市の財政運営についてみなさんに理解していただくために、平成15年度上半期（4月1日～9月30日）の財政状況を公表します。

◆一般会計

一般会計は当初予算45億8800万円です。スタートしましたが、その後、2億5619万8000円の追加補正を行い、9月末現在で総額46億19万8000円となっています。

追加した補正予算の主な内容は、白石公民館建設事業に3236万円、市民会館整備事業に200万円、国有財産調査事業に1700万円、災害復旧事業に6670万円などです。

9月末現在の一般会計の歳入歳出状況は「表1」のとおりで、収入済率40・5パーセント、執行済率49・5パーセントとなっています。

一般会計の収支状況（9月末現在）【表1】

入		出	
歳	入	歳	出
項目	予算現額(万円) 収入済率(%)	項目	予算現額(万円) 執行済率(%)
市税	1,838,395 53.9	議会費	36,628 45.6
地方譲与税	45,500 25.3	総務費	653,944 54.5
利子割交付金	13,000 62.5	民生費	999,962 38.9
地方消費税交付金	118,000 73.3	衛生費	561,328 54.6
ゴルフ場利用税交付金	3,000 38.5	労働費	11,188 88.2
自動車取得税交付金	26,000 32.4	農林水産業費	165,588 34.1
地方特例交付金	61,600 105.1	商工費	158,636 78.0
地方交付税	644,870 64.8	土木費	948,784 43.3
分担金および負担金	52,270 42.9	消防費	139,695 91.8
使用料および手数料	59,106 48.3	教育費	537,012 59.2
国庫支出金	451,526 26.3	災害復旧費	21,040 2.0
県支出金	203,049 14.4	公債費	581,645 47.1
財産収入	28,136 12.1	予備費	9,899 0.0
寄附金	24,431 98.7		
繰入金	250,687 0.0		
市債	769,950 3.9		
その他	235,829 44.7		
合計	4,825,349 40.5	合計	4,825,349 49.5

※予算現額には、平成14年度からの繰越額21億1,709万円を含んでいます。

〔平成15年度に実施または着手した主な事業〕

○教育施設の充実

白石小学校校舎増改築事業、良城小学校グラウンド整備事業など

○生涯学習の体制づくり

図書館資料整備、移動図書館サービス開始など

○文化活動の促進

葉香亭移転保存整備事業など

特別会計の収支状況（9月末現在）【表2】

会計	予算現額(万円)	収入済額(万円)	執行済額(万円)	執行済率(%)
国民健康保険	886,605	320,737	502,007	56.6
老人保健	1,395,308	563,304	579,099	41.5
下水道	650,299	84,237	385,076	59.2
土地取得	23,376	0	11,232	48.0
駐車場	5,981	2,611	3,096	51.8
農業集落排水	74,629	11,631	52,232	70.0
漁業集落排水	5,525	0	545	9.9
介護保険	723,029	237,251	284,899	39.4
特別林野	2,329	677	726	31.2
合計	3,767,081	1,220,448	1,818,912	48.3

※予算現額には、平成14年度からの繰越額7億5,272万円を含んでいます。

○保健・福祉の充実

「まちの保健室」運営事業、高齢者等交流施設運営事業（ほととさろん中市）、「子育てほととさろん」運営事業など

○観光の振興

足湯整備など

◆特別会計

特別会計は、公共下水道事業など特定の目的をもって事業を行う場合に、一般会計と区別して経理するための会計で、それぞれの歳入歳出状況は「表2」のとおりです。

◆市有財産、市債

市有財産及び市債の9月末残高は「表3」「表4」のとおりです。

市有財産現在高【表3】

区分	9月末現在高
土地	382万437.20m ²
建物	34万6,154.38m ²
山林	6,459.01ha
立木	80万4,790m ²
有価証券	8,495万円
出資による権利	6億7,416万2,230円
債権	3,104.09m ²
債権	9億1,528万5,456円
基金	130億7,812万4,934円
基金	10,700.70m ²

市債の状況【表4】

区分	9月末現在高
一般会計	612億2,937万円
特別会計	364億7,230万円
合計	977億 167万円

●財政一〇メモ

「特別地方消費税交付金とは」

私たちが買い物などをしたときは、お店に5パーセントの消費税を納めますが、このうち国の消費税率は4パーセントで残りの1パーセントが地方消費税として都道府県の収入となります。

この都道府県に配分された地方消費税のうち2分の1は、人口や従業員数を指標に地方消費税交付金として各市町村へ交付され、身近な行政の貴重な財源として生かされています。

地方消費税は、私たちが買い物などをしたお店のある都道府県に配分されます。したがって、身近な地域での消費活動は経済を活性化させるだけでなく、地方消費税という間接的な部分において私たちの地域振興の充実に役立つこととなります。

公開建築パトロール実施

10月11日～17日は

違反建築防止週間

「違反建築防止週間」は、建築

基準法及び関係法令の目的や内容を市民のみなさんに周知するとともに、違反建築の防止並びに建築基準法が定める手続きの徹底を図り、建築物の安全性の確保と良好な市街地環境の形成を目指して、国土交通省と全国の特定行政庁が行うものです。

山口市では、この週間の一環として、10月16日(木)に「公開建築パトロール」を実施しました。



建築パトロールの様子

まず、大内御堀の金成団地内の建築工事現場から市開発指導課職員によるパトロールがスタートしました。この付近は、第1種低層住居専用地域となつているため、住環境の規制が特に厳しい地域となっています。職員は、建築確認済表示板の掲示の有無や、各種斜線制限、住宅内部の補強部分など、工事監理が適正に行われているか確認するとともに、施工業者に建築基準法の遵守について啓発を行いました。この日1日で35件のパトロールを行いました。特に違反はありませんでした。

湯の町通り

第3の足湯ができました

このたび、湯田温泉の湯の町通りに新しく足湯が完成しました。9月24日(水)から一般開放され、地元のみなさんや観光客の方々に賑わっています。

利用時間は、毎日午前9時から

午後10時

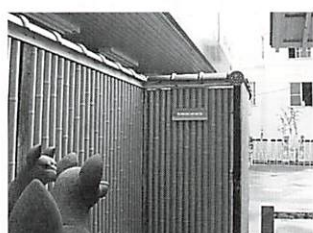
までで、利用者への心遣いとして簡易更衣室



足湯を楽しむみなさん

も設置されました。湯田温泉にはこれまで湯の香通りと湯田温泉観光案内所の2カ所に足湯が整備されておりましたが、湯の町通りで3カ所目となります。

さらに、今年度中に、サンフレッシュ山口と高田公園内にもそれぞれ足湯が整備され、合計5カ所となる予定です。



利用者に配慮した簡易更衣室

第46回 山口市美術展覧会審査結果

第46回山口市美術展覧会の審査会が9月22日(月)に行われ、その表彰式が9月27日(土)にC・S赤れんがで行われました。

今回の応募総数は251点で、入選(展示)作品は191点、入賞作品は17点でした。受賞者は次の方々です。(敬称略)

- 大賞
【日本画】「微風」村前純子(吉田)
- 準大賞
【洋画】「希望」藤井ツヤコ(楠木町)
- 赤れんが賞
【洋画】「血冷式」片山雄一(黒川)
【彫刻】「千思鏡中」竹重康弘(矢原)
- 山口文化協会賞
【書】「大空」宮崎和代(陶)
【写真】「絆」前川香代子(中尾)
- 奨励賞
【日本画】「通り雪」清水俊子(吉敷)、『「シリーズ山口」雲谷庵」神成佑子(宮野下)、

【書】寺谷 剛(防府)

- 【洋画】「アンダープレッシャー」橋口 仁(木町)、「ひまわり」蔵田経子(黒川)、「早春のこぶし」原 季子(大内御堀)、「さんぼみち」山本裕恵(宮野下)
- 【工芸】「結晶釉彫紋壺(2)」岡崎 正(吉敷)、「菖蒲&杜若」金子建二(宮野下)
- 【写真】「さぎ舞」大内義明(若宮町)、「離島の人」山尾正美(吉敷)

表彰式で、受賞の喜びを語る村前純子さん



「大賞受賞は思ってもみなかったもので、大変感激しています。これからも地道に絵を描いていきたいと思ひます。今回の作品は自宅近くの小川に茂っていた『じゅず玉』という植物の花に黄色い花粉がくっついてかざしのように揺れている風景が大変印象的だったので、それを白色で表現したものです。」

その油断 火から炎へ 災いへ

11月9日～15日

秋の火災予防運動

これからの季節は、風が強く、空気の乾燥した日が続くとともに、火を取り扱う機会が多くなるため、火災が発生しやすくなります。

私たちの生活に火は欠かせないものですが、取り扱いを誤ると人命に大きな危険を及ぼします。また、放火による火災も起きていますので、家の周りに燃えやすいものを置かないようにしましょう。

住まいの防火は、日々の用心と備えからです。防火に心がけ、火災から生命や財産を守りましょう。

住宅防火

いのちを守る7つのポイント (3つの習慣と4つの対策)

3つの習慣

- ・寝たばこは、絶対やめる。
- ・ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ・ガスこんろなどのそばを離れるときは必ず火を消す。



4つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために住宅用火災警報器を設置する。
- ・寝具や衣類からの火災を防ぐために防炎製品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器を設置する。
- ・お年寄りや身体の不自由な方を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



備えて安心

普段から住宅用の消火器、火災警報機、ガス漏れ警報器といった防災機器や、燃えにくい材質の防炎カーテンや防炎エプロンなどを用意することで、いざというときの被害を最小限に食い止めることができます。

◇問い合わせ

山口地域消防組合予防課 (☎932-2601)

広げよう起業家の輪

起業化支援セミナー開催

9月27日(土)に第1回「起業化支援セミナー(SOHO塾)」が行われました。

このセミナーは、市内の起業家や起業に関心のある方を対象に、ビジネスに役立つ学習機会や情報交流の場を提供し、起業家の育成や支援、ネットワーク構築を目的として、今年度から開始したものです。

第1回目は、NPO法人「やまぐちのSOHOを応援する会」代表理事の藤川美雪さん、同事務局長の松原香織さんを講師に迎え、SOHOに関する概要などについて説明がありました。

松原さんは、「考えているだけでは何も変わりません。異業種交

※SOHO(ソーパー)：「スモールオフィス、ホームオフィス」の略。小規模事業所や自宅において、インターネットや情報機器等を活用して事業経営する形態をいいます。

流会やセミナーなどにどんどん参加しましょう。SOHO事業者にとっては自分自身が商品なので、自分の名前を売ることが大切です。SOHOを成功させるキーワードは『ネットワーク』。ITがいくら発達しても、信頼関係の決め手はやはり『顔の見えるネットワーク』なのです。ご自身の起業にかかる体験談を話され、参加された方々は熱心に耳を傾けていました。

その後、山口市産業コーディネーターの中村伸一さん、河津良一さんを中心とした参加者交流会となり、円座になった参加者のみさんは、起業に対するそれぞれの思いを語り合いました。

このセミナーは、今後、第6回まで開催される予定です。

Q&A 保険年金

国民健康保険の
加入・喪失手続き

Q1 会社を退職したとき、いつまでに国民健康保険加入の手続きをすればよいですか。

A1 退職後、14日以内にお願います。14日を過ぎて手続きをすると、保険料はさかのぼって納めていただくこととなりますが、退職日の翌日から届け出をした日までにかかった医療費は全額自己負担となりますのでご注意ください。また、扶養からはずれる場合なども同様の手続きが必要です。

Q2 他の保険に加入した場合、

何か届け出は必要ですか。
A2 国民健康保険の喪失の届け出が必要です。他の保険へ加入手続きをしても、国保の資格は自動的に喪失しませんので、必ず手続きをお願いします。

Q3 国民健康保険の資格が切れている間に、誤って保険証を使ってしまうと、医療費などはどうなりますか。

A3 その間、使われた医療費(自己負担額を除く)を返還していただくこととなります。病院にかかる際には、使える保険証かどうか確認が必要です。

◇問い合わせ 市保険年金課給付担当 (☎934-2801)

「未来をしようって立つ子どもたちを大切にすまち」

嘉川子育て支援連絡組織「みらい」代表
やまむら しょう



山村正子さん

育児サークル嘉川幼児学級のリーダーとして活躍後、「子育て支援・児童環境作り」のネットワーカーとして主任児童委員に就任。「嘉川子育て支援連絡組織みらい」を設立し、現在その代表を務める。

「嘉川子育て支援連絡組織「みらい」」の活動

地区内にはさまざまな団体や組織がありますが、それらが単独ではなく団結して地区の宝である子どもたちの健全な育成を願おうと、嘉川幼児学級や嘉川地区母子保健推進協議会、嘉川地区民生委員・児童委員協議会が中心となり、も

子ども館とは？

平成13年に立ち上げた組織です。現在は、遊び場の少ない嘉川地区に「子ども館」を作ろうと目標を掲げ、若いお母さんたちと一緒に一生懸命に活動しています。

遊具があったり、砂場がある、室内での遊びも子どもたちが自由に楽しめる場所です。地区内の公園はどれも空き地のようで、子どもたちは遊び場を求めて地区外に出かけているのが現状です。そこで、嘉川地区の中心に遊び場機能を持つ「子ども館」、つまり「子ども公民館」みたいなものを作り、いつでも子どもたちが地区の中で遊べるように、現在、調査や活動を進めているのです。

他にはどのような活動を？

お母さん同士の交流を目的とした講座「かがわ赤ちゃんや母推さんの協力を得て、川西中学校の2年生が家庭科の保育授業の一環で、赤ちゃんとのふれあいを体験しています。赤ちゃんを上手に抱っこできる中学生もいれば、心配そうに抱っこする子もいたり。お母さんたちに見守られ

今後の目標は？

もちろん「みらい」をしようって立つ子どもたちの遊び場「子ども館」を家から歩いていける地区内に作ることで、ね。その目標のために、地区内の多くの方々の協力を得たいと思っています。



まちのせわやき情報



☆さぼらんで☆

めざせ宴会ヒーロー！ “マジック編”

日時 11月14日(金)
午前10時30分～午後零時30分
定員 15名(託児要予約)

簡単・気軽にできる 広報誌づくり講座

日時 11月20日(木)21日(金)
午前10時～午後零時30分
定員 16名 両日参加可能な方

どちらも

会場・問合せ

市民活動支援センター「さぼらんで」
☎ 901-1166 FAX 901-1165

※さぼらんでだよりはお近くの公民館においてあります。

まちのえき☆

エスコート ボランティア募集！！

- 電動スクーターと車いすを利用される方のお手伝いをしていただけるボランティアさんを募集しています。
- 週1日からで、1日4時間程度です。

問合せ

ほっとさろん中市「まちのえき」
☎ FAX 934-0811



☆てとてと☆

第5回子育てmama交流 藤田久美さんのグループカウンセリングⅢ

日程 11月21日(金)
講師 藤田久美さん
会場 珈琲館H20

第5回子育て支援者養成講座 わらべうたのちから

日程 11月19日(水)
講師 今村方子さん
会場 岡村邸はりはり

どちらも

時間 午前10時30分～正午
定員 10人(託児要予約)
参加費 500円

申込み・問合せ

ほっとさろん西門前「てとてと」
☎ FAX 921-0428

OPEN HOUSE 編

OPEN

火曜日の午後1時～5時、玄関の黄色い椅子とほうきが目印★ 詳しい場所等のお問い合わせは「やこねっと」まで。



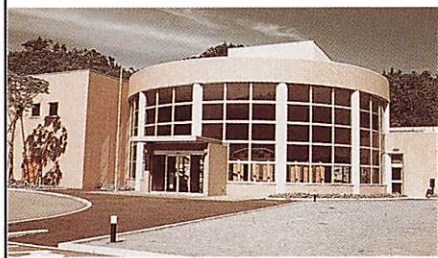
Broom

「自由に来てもらって、おしゃべりしてストレス発散の場になれば」と谷本さん。夜の部やイベントを開催する月もあるそうです。



谷本さんが育児サークルの代表として、11月のお茶の時間がとても楽しくて、そのまま自宅を開放することになったとか。

「まち新発見」コレって何？
平井地区の入り組んだ住宅街に佇む谷本さんのお宅は、毎週1回火曜日の午後を「Broom(ぶるーむ)」と名付けて開放しています。



山口市リサイクルプラザ
☎ 927-7122 ☎ 927-7133
http://www.c-able.ne.jp/ymgplaza/
開館時間 午前9時から午後5時
資源ごみの受け付け
午前9時から午後4時30分
月曜と祝休日の翌日はお休みです

パソコンはリサイクルへ 燃やせないごみとして ごみ置き場に出せません!



今や、仕事や日常生活に欠くことのできないパソコン。10月1日からは、家庭で不要になったパソコンの回収とリサイクルが始まりました。燃やせないごみとして出すことができなくなり、併せて、リサイクル料金を負担してリサイクルしなければなりません。エコ倶楽部でも、実際に、家庭で不要になったノートパソコンのリサイクルを行ってみました。

10月までの購入分は、排出時にリサイクル料金を負担

10月1日から、資源有効利用促進法に基づき、家庭用の使用済みパソコンを有益な資源として再利用するシステムが始まっています。これにより、メーカーと私たち消費者が、責任を持ってパソコンをリサイクルする義務が生じています。

リサイクル料金（下表）は、平成15年10月までに購入したパソコンと10月以降に購入したパソコンでは、料金の負担方法が違います。10月までに購入したパソコンは、リサイクルに関する費用負担が行われていないため、排出時に消費者がリサイクル料金を負担します。10月以降に販売されるパソコンで、「PCリサイクルマーク」がついた製品は、製品価格にリサイクル料金が含まれています。



燃やせないごみの日に、パソコンを出すことはできません!

PCリサイクル 期間がかかっても、しっかりリサイクルしましょう

エコ倶楽部では、会員が使っていた家庭用ノートパソコンのリサイクルを実際に行ってみました。①まずは、JEITA（社）電子情報技術産業協会）のホームページ

(http://www.pc3r.jp)

で、パソコンメーカーの連絡先を探し、直接連絡して回収の申し込みをしました。②1週間後に、振込書、回収委託規約等が送られてきました。③リサイクル料金3150円（振込手数料別）を郵便局に支払うと、10日後に、エコゆうパック伝票が送られてきました。④パソコンを梱包し、ゆうパック伝票を貼り、最寄りの郵便局（簡易郵便局除く）に持って行きました。家まで、パソコンを取りに来てもらうこともできます。①から④までの手続きに約20日もかかり、意外と大変でした。（自作パソコンは回収ルートが確立されていないため、処分場に直接持ち込んでください。）

■家庭用パソコンのリサイクル料金（参考）

デスクトップパソコン本体	ノートブックパソコン本体	ブラウン管(CRT)式ディスプレイ	CRT式ディスプレイ一体型パソコン	液晶(LCD)式ディスプレイ	LCD式ディスプレイ一体型パソコン
3,000円	3,000円	4,000円	4,000円	3,000円	3,000円

※消費税別、1台あたり
※料金はメーカーによって異なる場合があります。

このような手続きを経て出されたパソコンは、プラスチック部分は再生プラスチックに、ブラウン管は解体され、ガラスと金属部分に分類され、再利用されています。詳しくは、市環境保全課（☎934-2777）、JEITA（☎03-5282-17685）まで問い合わせください。（企画 やまぐちエコ倶楽部）

11月のリサイクルアイデア講座（午前10時～正午） くいつでも参加できます。申し込みはいりません。>

パッチワーク（初級）※	1（土） 5（水） 15（土）	洋服のリフォーム	14（金） 21（金） 28（金）
フラワーアレンジメント	1（土） 15（土）	毛糸のリサイクル	14（金） 28（金）
トールペインティング※	5（水） 26（水）	和服のリフォーム	11（火） 18（火）
余り布で作るコサージュ	6（木） 20（木）	カントリードール	19（水） 26（水）
さき織り	6（木） 13（木） 27（木）	※パッチワーク（初級）の1	1（土） 15（土）は午後1時～3時
布あそび	8（土） 15（土）	※トールペインティング、カントリードールは	午前9時30分～正午
牛乳パックでクリスマスリース作り	8（土） 22（土）		
わらで作る宝船（要申込）	9（日）		
ネクタイを使った小物作り	13（木） 27（木）		

※持参するものなどの詳細は、市リサイクルプラザ、市役所、公民館にある「かわらばん」をご覧ください。

11月のフリーマーケット

◇日時 11月9日（日）午前9時～午後3時

※雨天中止
※おもちゃの病院もあります。（受付は午前10時～11時30分）
※リサイクルアイデア講座「お正月用《わらで作る宝船》」を同時開催。申し込みはリサイクルプラザまで。
（午前9時～午後1時／市民工房にて／材料費300円／募集人数30人）
※12月のフリーマーケットは、12月14日（日）、出店の申し込みは11月15日（土）午前8時30分から受け付けます。



お知らせ

山口市役所 〒753-8650 亀山町2-1

高齢福祉年金を受給している方へ

平成15年12月期の高齢福祉年金の支払いが11月11日(火)から始まります。山口社会保険事務局から証書が届いたら、郵便局で年金を受け取ってください。今回は、市役所や出張所に証書を返却する必要はありません。平成16年4月の受け取りまで大切に保管してください。

◇問い合わせ 市保険年金課 (☎934-2802)

障がいのある子どもの就学相談をしています

市内の小・中学校に在学、入学する障がいのある子どもを対象に、山口市における特別支援教育の実情、就学の手順などについて個別の相談を随時受け付けています。お気軽にご利用下さい。

◇問い合わせ 市学校教育課 (☎934-2863)

山口情報芸術センター 申込の受付時間について

11月1日の開館に伴い、山口情報芸術センターの施設利用の申込受付時間を変更になります。

◇受付日・時間 毎日午前11時～

午後3時(休館日を除く)

◇休館日 毎週火曜日(その日が

祝日の場合はその翌日以降で一番近い平日)、12月29日～1月3日

◇申し込み・問い合わせ 山口情報芸術センター(中園町7-7

☎901-2222)

※申込書等は山口情報芸術センター、市役所、各出張所にあります。

山口市民会館

長期休館のお知らせ

山口市民会館は、平成16年度から17年度にかけて大規模な改修工事を行うため、長期休館します。この間は、施設利用ができません。ご理解、ご協力をお願いします。

◇期間 平成16年12月1日～17年7月31日

◇問い合わせ 市文化振興課 (☎934-2718)

第11次漁業センサスを実施します

漁業センサスとは、漁業の実態を総合的に把握することを目的に農林水産省が5年ごとに実施する大規模な調査で、その結果は各種水産施策の検討や水産統計の基礎資料となります。

平成15年11月1日現在で漁業を

営む世帯や会社のほか、漁業管理

組織、漁業地域、水産物流通機関、

冷凍・冷蔵工場、水産加工場を対象に、全国一斉に実施されます。10月下旬から11月にかけて調査員が伺いますので、ご協力をお願いします。

◇問い合わせ 市企画調整課 (☎934-2748)

やまぐち街なか大学

受講生募集(後期)

◇受講期間 11月～平成16年3月

◇内容 山口型リサイクル提案ゼミ/まちの未来・イメージ工房/「街なか探検」研究会/くらしの中の情報研究会/パトリックレゲイイス研究会/連続講座「時間学」/身の回りを科学の目で見る/大内時代の生活史/フランス文学と異文化/ま

ちの音楽室

◇申し込み・問い合わせ ハガキ、電話、FAXまたはEメールで氏名、年齢、職業、〒住所、電話番号、FAX番号、Eメール、参加したい講座を明記の上、街なか大学実行委員会事務局(〒753-0084 銭湯小路17-1 NPO法人山口まちづくりセンター内 ☎934-3515 Eメール info@idom.jp)

山口のんた情報 (山口ケーブルテレビ)

午前7時45分(月・木・日)、午後零時15分(水・土)、午後6時15分(火・金)、午後10時(月・木・日)から20分間放送。

○1日～15日「作詞・作曲講座ふたりでつくる」

○16日～31日「まちづくり

リレーミーティング/対話」

やまぐちしま専科 (山口朝日放送)

毎週水曜日、午後1時55分から4分間放送。

○5日 「ふるさと再発見しま専科」



11月の放送予定です

○12日 「栗林和彦の萩往還を歩こう ⑤」

○19日 「山口情報芸術センター」

○26日 「山口市立図書館」

わたしたちのまち山口 (テレビ山口)

毎週日曜日、午前11時40分から4分間放送。

○2日・9日

「『まちづくりリレーミーティング/対話』にぜひご参加ください」

○16日・23日・30日

「山口情報芸術センター、オープン！」

11月の休日当番医表の変更

11月2日(日) 齋藤外科眼科 → 淵上整形外科(大内御堀 ☎922-6644)

11月23日(日) 淵上整形外科 → 齋藤外科眼科(吉敷下東 ☎924-3550)

心身障がい児の療育相談

- ◇日時 12月18日(木) 午後1時～5時15分
- ◇場所 県中央児童相談(大内御堀922-1)
- ◇対象 心身に障がいのある(疑いのある)乳幼児とその保護者
- ◇申し込み・問い合わせ 12月4日(木)までに市高齢障害課(☎934-2794)

子ども市議会の開催

- 市内各小学校の児童代表が日頃から思っていることを提言・質問し、それに対して、市長、教育長、担当部長が回答します。傍聴希望の方はお問い合わせください。
- ◇日時 11月22日(土) 午後1時20分から
- ◇場所 市議会議場
- ◇問い合わせ 市生涯学習課(☎934-2680)

障がい者ボランティアによる山口ふれあいレク大会

- ◇日時 12月7日(日) 午前10時～午後2時30分
- ◇場所 しらさぎ会館(堂の前1-5)
- ◇内容 将棋、囲碁、オセロ、卓球など

球など

- ◇参加資格 障がい者及びボランティア(原則一人1種目)
- ◇申し込み・問い合わせ 11月14日(金)までにヒューマンスペースきらきら銀魚の大庭さん(☎934-3088)
- 県身体障害者団体連合会の大平さん(☎928-5432)
- ☎928-5436

文化庁委嘱事業

こどもいけばな教室

- ◇日時 11月～平成16年3月の第2・4土曜日午前10時～正午
- ◇場所 山口ふるさと伝承総合センター(下堅小路12)
- ◇対象 市内の小学4年生～中学3年生20人(先着順)
- ◇受講料 1回300円(材料費)
- ◇申し込み・問い合わせ 池坊山口西京支部竹重さん(☎927-0108または☎90-7134-7779)

若宮町土地区画整理事業の公聴会

- 若宮町地区における土地区画整理事業の区域決定(案)に係る公聴会を開催します。
- ◇日時 11月17日(月) 午後2時から

11月11日から17日は税を知る週間です

国や地方公共団体では、住民の生活をよりよいものにするために公共サービスや公共施設の充実を図っています。それらの主要な財源は、税金によってまかなわれています。税金は、社会共通の経費に充てるため、各自が負担する会費ともいえます。きちんと税金を納めましょう。



身近な財政支出

国民医療費の公費負担額 9兆7486億円
国民一人あたりでは約7万6800円



私たちの安全を守るための警察・消防費 5兆3046億円
国民一人あたりでは約4万1800円

平成12年度の国と地方公共団体の負担額の合計

タックスアンサーをご利用ください

タックスアンサーは身近な税金についてコンピュータがお答えするサービスです。電話、FAX、インターネットでお答えしていますので是非ご利用下さい。タックスアンサーの電話・FAX・ホームページ(☎FAX 923-8866 <http://www.taxanser.nta.go.jp/>)
◇問い合わせ 山口税務署(☎922-1340)

山口情報芸術センター関連記事市報掲載記事の訂正

10月1日号市報と10月15日号市報

- ◇場所 市土地区画整理事務所(矢原町3-5)
- ◇公述申し出締切 11月12日(水・消印有効)
- ※区域(案)の内容、公述申し出に関する詳細はお問い合わせください。また、公述の申し出がない場合は、公聴会を開催しませんのでご了承下さい。
- ◇問い合わせ 市都市計画課(☎934-2839) 市区画整理課(☎921-6040)

「杏仁豆腐のココロ」公演

- ◇時間 午後1時～4時(誤) 午後1時～5時(正)
- ◇「杏仁豆腐のココロ」公演(誤) 12月20日(土) 午後7時30分開演(正) 12月20日(土) 午後7時開演

報別冊の掲載内容に誤りがありました。訂正してお詫び申し上げます。10月1日号9ページ

チケット予約専用電話番号

- (誤) ☎901-6111
- (正) ☎920-6111

10月15日号別冊

◇託児サービス 通常開館時託児時間

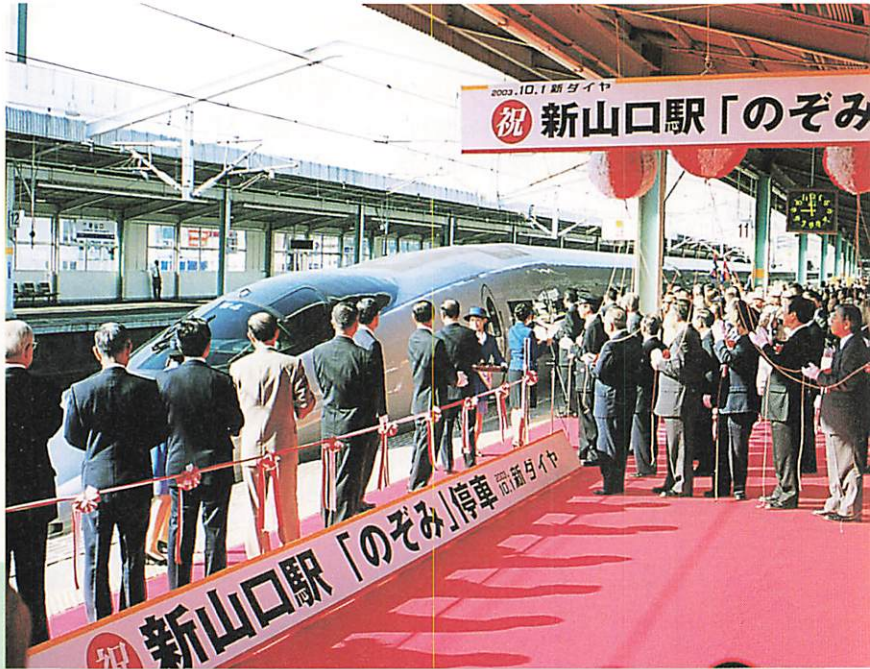
カメラさんぽ



ふるさとカルタ、何枚取れた？

陶小学校6年生の子どもたちと地元の方々が作成した「ふる里陶いろはカルタ」が完成し、カルタ取り大会が開かれました。先生が札を読み上げるたび、会場の体育館には子どもたちの楽しそうな歓声が響きました。(9月30日)

情報提供：広報広聴モニター伊藤さん(陶)



ようこそ！「のぞみ」新山口駅へ

10月1日のダイヤ改正に伴い、小郡駅から新山口駅への駅名変更とともに、新たに「のぞみ」が停車することとなりました。当日は、新駅名の除幕式が行われたほか、上り線のホームでは出発式が行われ、待ち望んだのぞみが停車すると、みなさん拍手で出迎えました。(10月1日)



大きく実ったね、はなっこりー

山口南総合センター裏の畑で、名田島小学校3年生の子どもたちがはなっこりーの収穫を行いました。8月に自分たちの手で植え付けたので、収穫の喜びもひとしお。大きく育ったはなっこりーを見て子どもたちは皆うれしそうでした。(10月10日)



エイッ！みんなイイ汗かいたね

体育の日に、維新公園などを会場に市民スポーツデーとして各種スポーツ教室が開催されました。親子連れなど多くの方たちが参加し、テニス、バドミントン、ラグビーなど、子どもたちも元気いっぱい楽しんでいました。(10月13日)

「まちづくりリレーミーティング／対話」が秋穂二島地区を皮切りに開始され、同地区では300人を超える参加者から、市長に多くの課題や提言が出されました。▼市民の目線に立った市政運営のための「対話の場」となるようスタッフ一同頑張ります。▼県央部合併を控えて、この会が市内16地区をリレーし、先代から受け継いだ自然・歴史・文化などを次世代にリレーできるように建設的な対話の場となればと願っています。

編集後記



「アートふるやまぐち」10月4・5日
第8回アートふるやまぐちが、今年も一の坂川及び堅小路周辺で行われました。今年は夜の部として、山口青年会議所企画の「アートふるリバーナイト」が行われました。2003本の灯籠に明かりが灯され、普段と違った一の坂川の風情は訪れた人々を楽ませていました。

表紙写真説明

「アートふるやまぐち」10月4・5日